

鹿児島県高等学校体育連盟規約

第一章 総 則

(名称と事務局)

第 1 条 本連盟は鹿児島県高等学校体育連盟と称し（以下本連盟と称する）事務局を会長所在の学校に置く。

(目的)

第 2 条 本連盟は県下高等学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本連盟は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高等学校体育の振興に関すること。
2. 高等学校体育に関する調査研究並びに研修に関すること。
3. 高等学校体育大会の開催。
4. 学校体育の関係する諸団体との連絡。
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第二章 組 織

(組織)

第 4 条 本連盟は県下高等学校及び特別支援学校の加盟校をもって組織する。

(支部)

第 5 条 1. 本連盟は次の地区に支部を置く。

鹿児島地区	始良・伊佐地区
南薩地区	大隅地区
日置地区	熊毛地区
北薩地区	大島地区

2. 加盟校の地区の所属については細則で定める。

(加盟及び脱退)

第 6 条 本連盟への加盟及び脱退は、理事会・評議員会の承認を経なければならない。

(諸団体との関連)

第 7 条 本連盟は全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟並びに（公財）鹿児島県スポーツ協会に加盟する。

第三章 専 門 部

(専門部)

第 8 条 1. 本連盟は第 3 条の諸事業を遂行するため、次の専門部を置く。

- (1) 競技専門部
- (2) 研究部

2. 専門部についての規定は別に定める。

第四章 役 員

(役員の種別)

第 9 条 1. 本連盟に次の役員をおく。
会長（1人） 評議員（若干人）
副会長（2人） 監事（3人）
理事長（1人）
常任理事（若干人）
理事（若干人）

2. 以上の役員の外、必要に応じて顧問若干人をおくことができる。

(役員の選出)

第 10 条 1. 本連盟の役員は評議員会において選出および承認する。
2. 各役員の選出については細則で定める。

(役員の任期)

第 11 条 1. 本連盟役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 役員は任期満了後も後任者の決定するまではその職務を行う。
3. 役員が任期の途中で交代する場合は評議員会の承認を経なければならない。この場合補充役員の任期は前任役員の残任期間とする。

(役員の任務)

第 12 条 1. 会長は本連盟を代表して会務を統括し、諸会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を代表して会務を執行する。
4. 常任理事は理事長を補佐して会務を執行する。
5. 理事は理事会を構成し、評議員会の決議に基づき会務を執行する。
6. 評議員は評議員会に提出された事項を審議決定する。

7. 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。
8. 顧問は本連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第五章 会 議

(評議員会)

- 第13条 1. 評議員会は年2回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて会長が臨時に招集することができる。
- (1) 予算・決算に関すること。
 - (2) 事業に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) 役員に関すること。
 - (5) その他会長が認めた重要事項。
2. 理事・監事は評議員会に出席して意見を述べることができる。しかし、評議員会を開催することができないときは、理事会がこれを代行し評議員会に報告する。

(理事会)

- 第14条 理事会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議執行する。
- (1) 評議員会に提出する予算・決算・事業計画。
 - (2) 評議員から委任された事項。
 - (3) 役職員の推薦並びに選出。
 - (4) 事業・予算などについての緊急事項の審議・執行。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項の審議・執行。

(常任理事会)

- 第15条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
- (1) 理事会に提出する予算・決算・事業計画等の審議。
 - (2) その他重要な緊急事項の審議。

(会議の成立と議決)

- 第16条 1. 評議員会・理事会の会議は、構成人員の過半数以上の出席で成立する。但し、委任状提出または代理出席を認める。
2. 会議の議事は出席者の過半数で決定する。

第六章 会 計

(経費)

- 第17条 1. 本連盟の経費は次の収入をもってこれにあてる。
- (1) 加盟校の負担金
 - (2) 大会参加負担金
 - (3) 県・その他の補助金
 - (4) その他の収入
2. 加盟校の負担金及び大会参加負担金については細則で定める。

(会計年度)

- 第18条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算・決算及び会計監査)

- 第19条 本連盟の予算及び決算は毎年度評議員会の承認を得なければならない。また、本連盟の会計は必要に応じて監査を受け、その結果を評議員会に報告しなければならない。

第七章 規約の改廃

(規約の改廃)

- 第20条 本連盟の規約の改廃は、理事会で審議し評議員会において決定する。

第八章 雑 則

(細則)

- 第21条 本規約の実施上必要な事項については細則で定める。

附 則

本規約は昭和60年4月1日からこれを実施する。
本規約は平成23年4月1日からこれを実施する。
本規約は平成25年4月1日からこれを実施する。
本規約は平成27年4月17日からこれを実施する。
本規約は平成29年4月19日からこれを実施する。

改 正

第二章 第5条 改正 (平成23年2月)
第二章 第4条 改正 (平成25年2月)
第六章 第17条 改正 (平成27年4月)
第四章 第12条 9項 削除 (平成29年4月)